

## 対象となる事業者等及び根拠規定

サービス種類等	基準省令 ※ 1		解釈通知 ※ 2	
指定居宅介護	平 18.9.29 厚労令 第 171 号	40 条	平 18.12.6 障発 第 1206001 号	第三の 3 (27)
指定重度訪問介護		43① (40 条準用)		第三の 3 (30) (第三の 3(27)準用)
指定同行援護、行動援護		43② (40 条準用)		第三の 3 (30) (第三の 3(27)準用)
共生型居宅介護・重度訪問介護		43 条の 4 (40 条準用)		第三の 4 (3) (第三の 3(27)準用)
基準該当居宅介護		48 条 (40 条準用)		第三の 5 (5)① (第三の 3(27)準用)
基準該当重度訪問介護・同行援護、行動援護		48 条 (40 条準用)		第三の 5 (5)② (第三の 3(27)準用)
指定療養介護		76 条 (40 条準用)		第四の 3 (24) (第三の 3(27)準用)
指定生活介護		93 条 (40 条準用)		第五の 3 (11) (第三の 3(27)準用)
共生型生活介護		93 条の 5 (40 条準用)		第五の 4 (2) (第三の 3(27)準用)
指定短期入所		125 条 (40 条準用)		第六の 4 (8) (第三の 3(27)準用)
共生型短期入所		125 条の 4 (40 条準用)		第六の 5 (2) (第三の 3(27)準用)
指定重度障害者等包括支援		136 条 (40 条準用)		第七の 3 (7) (第三の 3(27)準用)
指定自立訓練 (機能訓練)		162 条 (40 条準用)		第八の 3 (4) (第三の 3(27)準用)
共生型自立訓練 (機能訓練)		162 条の 4 (40 条準用)		第八の 4 (2) (第三の 3(27)準用)
指定自立訓練 (生活訓練)		171 条 (40 条準用)		第九の 3 (4) (第三の 3(27)準用)
共生型自立訓練 (生活訓練)		171 条の 4 (40 条準用)		第九の 4 (2) (第三の 3(27)準用)
指定就労移行支援		184 条 (40 条準用)		第十の 3 (8) (第三の 3(27)準用)
指定就労継続支援 A 型		197 条 (40 条準用)		第十一の 3 (10) (第三の 3(27)準用)
指定就労継続支援 B 型		202 条 (40 条準用)		第十二の 3 (2) (第三の 3(27)準用)
基準該当就労継続支援 B 型		206 条 (40 条準用)		第十二の 4 (2) (第三の 3(27)準用)
指定就労定着支援		206 条の 12 (40 条準用)		第十三の 3 (7) (第三の 3(27)準用)
指定自立生活援助		206 条の 20 (40 条準用)		第十四の 3 (5) (第三の 3(27)準用)
指定共同生活援助 (介護サービス包括型)		213 条 (40 条準用)		第十五の 3 (2) (第三の 3(27)準用)
指定共同生活援助 (日中サービス支援型)	213 条の 11 (40 条準用)	第十五の 4 (3)⑤ (第三の 3(27)準用)		
指定共同生活援助 (外部サービス利用型)	213 条の 22 (40 条準用)	第十五の 5 (3)⑥ (第三の 3(27)準用)		
指定障害者支援施設	平 18.9.29 厚労令 第 172 号	54 条	平 19.1.26 障発 第 126001 号	第三の 3 (46)
指定地域移行支援	平 24.3.13 厚労令 第 27 号	36 条	平 24.3.30 障発 0330 第 21 号	第二の 2 (29)
指定地域定着支援		45 条 (36 条準用)		第三の 2 (5) (第二の 2(29)準用)
指定計画相談支援	平 24.3.13 厚労令 第 28 号	28 条	平 24.3.30 障発 0330 第 22 号	第二の 2 (23)
指定児童発達支援	平 24.2.3 厚労令 第 15 号	52 条	平 24.3.30 障発 0330 第 12 号	第三の 3 (39)
共生型児童発達支援		54 条の 5 (52 条準用)		第三の 4 (5) (第三の 3(39)準用)
基準該当児童発達支援		54 条の 9 (52 条準用)		第三の 5 (4) (第三の 3(39)準用)
指定医療型児童発達支援		64 条 (52 条準用)		第四の 3 (6) (第三の 3(39)準用)
指定放課後等デイサービス		71 条 (52 条準用)		第五の 3 (3) (第三の 3(39)準用)
共生型放課後等デイサービス		71 条の 2 (52 条準用)		第五の 4 (2) (第三の 3(39)準用)
基準該当放課後等デイサービス		71 条の 6 (52 条準用)		第五の 5 (4) (第三の 3(39)準用)
指定居宅訪問型児童発達支援		71 条の 14 (52 条準用)		第六の 3 (4) (第三の 3(39)準用)
指定保育所等訪問支援		79 条 (52 条準用)		第七の 3 (1) (第三の 3(39)準用)
指定福祉型障害児入所施設	平 24.2.3 厚労令 第 16 号	49 条	平 24.3.30 障発 0330 第 13 号	第三の 3 (42)
指定医療型障害児入所施設		57 条 (49 条準用)		第四の 3 (4)
指定障害児相談支援	平 24.3.13 厚労令 第 29 号	28 条	平 24.3.30 障発 0330 第 23 号	第二の 2 (23)
地域活動支援センター	平 18.9.29 厚労令 第 175 号	17 条		
福祉ホーム	平 18.9.29 厚労令 第 176 号	16 条		

※1 基準省令 一覧

平 18.9.29 厚労令第 171 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</b>
平 18.9.29 厚労令第 172 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</b>
平 24.3.13 厚労令第 27 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</b>
平 24.3.13 厚労令第 28 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</b>
平 24.2.3 厚労令第 15 号	児童福祉法に基づく <b>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準</b>
平 24.2.3 厚労令第 16 号	児童福祉法に基づく <b>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準</b>
平 24.3.13 厚労令第 29 号	児童福祉法に基づく <b>指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準</b>
平 18.9.29 厚労令第 175 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</b>
平 18.9.29 厚労令第 176 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>福祉ホームの設備及び運営に関する基準</b>

※2 解釈通知 一覧

平 18.12.6 障発第 1206001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</b>
平 19.1.26 障発第 126001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</b>
平 24.3.30 障発 0330 第 21 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</b>
平 24.3.30 障発 0330 第 22 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく <b>指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</b>
平 24.3.30 障発 0330 第 12 号	児童福祉法に基づく <b>指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</b>
平 24.3.30 障発 0330 第 13 号	児童福祉法に基づく <b>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について</b>
平 24.3.30 障発 0330 第 23 号	児童福祉法に基づく <b>指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について</b>